

「ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業」 公募型プロポーザル募集要領

令和7年7月7日 福島県

福島県（以下「県」という。）が実施する「ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定にあたり、この公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に基づき公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）を実施する。

1 事業の目的

県内中小企業等（以下「企業」という）に対してデジタルトランスフォーメーション（以下「DX」という。）の理解を促進させるとともに、専門家による伴走支援を行うことで企業のDXを推進し、経営課題の解決に取り組むほか、取り組み事例を県内に発信することでDXの普及を図る。

2 プロポーザル対象業務の概要

(1) 委託業務名

ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業

(2) 業務の仕様等

別紙「業務委託仕様書」のとおり

(3) 委託契約期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託費の上限額

35,348,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内

※提案された企画を実施するために必要となるすべての経費を含む。

3 スケジュール

項目	日程
(1) 公告	令和7年7月 7日（月）
(2) 質問書の提出受付期限	令和7年7月14日（月）17時まで
(3) 質問書に対する回答予定日	令和7年7月16日（水）
(4) プロポーザル参加申込書等受付期限	令和7年7月23日（水）17時まで
(5) 企画提案書等の提出受付期限	令和7年7月28日（月）17時まで
(6) 書面審査（1次審査）・結果の通知	令和7年7月31日（木）予定
(7) プレゼンテーションによる審査会	令和7年8月 5日（火）予定
(8) 審査結果の通知	令和7年8月 6日（水）以降
(9) 契約	令和7年8月 8日（金）以降

※上記の内容はプロポーザルの実施状況により変更となる場合があります

4 プロポーザル参加者の資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）は、次に掲げるプロポーザル参加者の資格要件（以下「資格要件」という。）全てを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、県における入札参加資格制限措置要綱

の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。
 - ア 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、提出者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
 - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
 - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 県税を滞納している者でないこと。
- (6) 消費税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 令和4年4月1日から令和7年3月31日の間に、国若しくは地方自治体から本事業に準ずる業務の受託実績があること、又は民間企業等に対する本業務に類似する支援実績があること。

5 プロポーザルに係る書類の交付

福島県商工労働部経営金融課（以下「経営金融課」という。）のホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011b/>）からダウンロードすること。

6 募集要領等に関する質問の受付

募集要領等に関する質問がある場合は、**募集要領等に関する質問書（様式1）**を次のとおり提出するものとする。

- (1) 受付期間
令和7年7月14日（月）17時まで（必着）
- (2) 提出方法
電子メールにより経営金融課アドレス（keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp）宛に送付すること。電子メールの件名は「【質問】ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業」とし、質問書を送付した旨を電話により連絡すること。
なお、電話による質問には応じない。
- (3) 回答方法
質問に対する回答は、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年7月16日（水）までに経営金融課のホームページに掲載する。
なお、質問者名は公表しない。

7 公募型プロポーザル参加申込及び参加資格審査

プロポーザル参加者は、公募型プロポーザル参加申込書（様式2-1）、事業者の概要（様式3）、業務実績書（様式4）及び本募集要領4（7）に定める要件を満たす事を証明する書類の写しを次のとおり提出するものとする。なお、事業者の概要（様式3）は事業者の業務内容や福島県内の支店、営業所等の組織を表すものであって、既存資料（会社パンフレット等）で必要記載項目が網羅されているものであれば、指定様式に代えて提出することができるものとする。

(1) 提出方法

経営金融課（担当宛）に持参又は郵送で提出すること。

(2) 提出期限

令和7年7月23日（水）17時までに経営金融課へ提出すること。

(3) 留意事項

提出期限までプロポーザル参加申込書等を提出しなかった者は、以降のプロポーザル手続きに参加できないものとする。

(4) 参加資格審査

プロポーザル参加申込者の参加資格要件の適否を確認後、その結果を参加資格確認通知書（様式6）により通知するものとする。

8 企画提案書等の提出

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者は、次の（3）で定める書類（以下「企画提案書等」という。）を次のとおり提出するものとする。

(1) 持参する場合の提出方法

令和7年7月28日（月）17時までに経営金融課へ提出すること。

(2) 郵送する場合の提出方法

封筒に「企画提案書等在中」の旨を朱書きして、配達証明付書留郵便にて、令和7年7月28日（月）までに経営金融課に到達するように送付すること。

(3) 提出書類

ア 企画提案書

- ・ 表紙には企画提案書（様式5-1）を使用し、その他の様式は任意とする。
- ・ 規格及び量は、A4判20ページ以内（表紙及び目次を除く。）とする。
- ・ ページ番号は目次を除いて通し番号とし、各ページの下部中央に記載すること。
- ・ 文字のフォントは、12ポイントを基本とすることが望ましい。

※ 企画提案書の内容

別添「ふくしま中小企業者等DX伴走支援事業業務委託仕様書」の趣旨を踏まえ、同仕様書中「4 事業の内容」を参考にコンセプトや具体的な内容、スケジュールなど、提案する内容とそれに付随する事項を全て盛り込んで作成すること。

特に、次の①～⑤の内容は具体的に提案すること。

① DX理解促進・普及啓発セミナーについて〔仕様書4(1)関係〕

- ・ セミナーのテーマ
- ・ 集客方法

② 専門家によるDX伴走支援プログラムについて〔仕様書4(2)関係〕

- ・ 伴走支援を行う企業の募集や選定方法

- ・具体的な伴走支援の内容
- ・伴走支援を行う専門家の詳細（対応可能な専門家の人数、知見・技術等）
- ③ 成果発表会について〔仕様書 4(3) 関係〕
 - ・構成
- ④ 本業務を円滑に遂行するための取組について〔仕様書 4(4) 関係〕
- ⑤ 提案者が有する業務実施にあたってのノウハウ、強み等
- イ 本業務統括責任者（様式 5－2）
- ウ 受託後の執行体制図（様式 5－3）

配置人員の業務分担が分かるよう具体的に記載すること。
- エ 直近 1 事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書（写し）
- オ 定款の写し又は履歴事項全部証明書の写し
- カ 経費積算内訳書（様式 5—4）

仕様書 7 委託業務対象経費 に記載された内容を踏まえ、委託契約額の上限（項番 2 (4) 参照）の範囲内で見積もること。
- キ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式 7）、役員一覧（様式 8）
- (4) 提出部数

正本 1 部、副本(写し) 5 部 ※すべて A 4 判、8 (3) キは正本 1 部のみ提出
- (5) 留意事項

企画提案書等は参加申込者 1 者につき 1 提案のみ受け付けるものとし、提出後の書換え、引換え及び撤回は認めないものとする。

9 提案が無効となる場合

次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。

- (1) 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者による提案
- (2) 公募型プロポーザル参加申込書等を提出しなかった者又は公募型プロポーザル参加申込書等に虚偽の記載を行った者による提案
- (3) 項番 2 (4) に示す委託契約額の上限額を超える提案
- (4) 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 94 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案
- (5) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- (6) その他、プロポーザルに関する条件に違反した提案

10 企画提案書等の審査及び委託候補者の決定方法について

(1) 審査

ア 書面審査（1 次審査）

期限までに提出のあった企画提案書について書面審査を行い、2 次審査におけるプレゼンテーション対象者（上位 3 者程度）を選定する。

ただし、各社から参加表明書の提出を受け、参加資格確認の結果、参加者が 3 者程度の場合は書面審査（1 次審査）の実施を省略し、下記イのプレゼンテーション審査へ移行するものとする。

なお、書面審査（1 次審査）の実施を省略する場合は、その旨も上記 7 (4) の参加資格確認通知書による通知と併せて通知する。

イ プレゼンテーション審査（２次審査）

書面審査（１次審査）で選定された者によるプレゼンテーション審査を行う。

審査会は令和７年８月５日（火）に実施を予定しており、実施時間等詳細については参加申込者に対して別途連絡する。

プレゼンテーション審査会への出席者は１社あたり２名以内とし、説明時間は１５分、質疑時間は１０分、計２５分程度とする予定。

審査にあたっては、一次審査と二次審査の点数を合計し、評価点の合計が大きい順に順位付けを行う。その結果第１位となった者を最優秀企画提案者とし、次順位以降となった者から順に、次順位以降の交渉権者とする。

※上記の内容は参加申込者数により変更となる場合があります。

(2) 審査基準

評価項目及び評価基準は次のとおりとする。なお、総得点が満点の６割に満たない場合には、委託候補者として決定しないこととする。

評価項目	評価基準	配点
DX理解促進・普及啓発セミナー	・提案するテーマは、DXに対する理解や取組状況など企業のフェーズに応じており、DXの理解促進に繋がる内容であるか。 ・セミナーの周知方法は、チラシやホームページ作成に加え、独自の取組を含んでおり、十分な集客が見込まれるものであるか。	25
専門家によるDX伴走支援プログラム	・伴走支援を行う企業の募集や選定の方法は、目標支援件数の達成に資するものであるか。 ・対応できる専門家の人数は、支援件数に対し十分であるか。 ・専門家のデジタルに対する知見、技術等は、業種・業態・規模等が異なる様々な企業のDXの推進、経営課題の解決に有効であるか。	30
成果発表会	・成果発表会の構成は、企業をはじめ市町村や商工団体等の興味関心を誘うものであり、県内のDXの普及啓発に繋がる内容であるか。	20
業務遂行能力	・提案内容を確実に履行可能な体制が構築されているか。 ・誠実かつ的確に業務を遂行できる体制がとられているか。	15
業務実績	・本事業と類似の業務の実績が十分にあり、その経験やノウハウを本事業にいかせるか。	5
経費積算内訳	・積算単価や数量は妥当なものであり、具体的な内訳が示されているか。 ・提案内容と整合性はあるか。	5
合計		100

(3) プロポーザル参加者への審査結果の通知

県は、委託候補者及び次点者を決定した後、各プロポーザル参加者に対して審査結果を速やかに文書で通知するものとする。

なお、提案した内容等をすべて実施可能と決定したものではないことに注意すること。

11 プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合の手続きについて

公募型プロポーザル参加申込書等を提出した者が、プロポーザルへの参加を途中で取りやめる場合には、**公募型プロポーザル参加辞退届（様式2-2）**を経営金融課に持参又は郵送の方法により提出すること。

12 契約の締結について

(1) 契約締結の手続きについて

ア 県は福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）に定める随意契約の手続きにより、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結し、契約書を取り交わすものとする。

イ 本業務の業務委託仕様書は委託候補者が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と委託候補者との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。この場合において、委託候補者との協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。

(2) 契約保証金について

ア 上記4「プロポーザル参加者の資格要件」を満たし、審査により決定した委託候補者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 委託候補者は、現金（現金に換えて納付する小切手にあたっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）により、前項の契約保証金を納めるものとする。

ウ 委託候補者は、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）（以下「財務規則」という。）第228条第2項に規定する担保の提供をもって第1項の契約保証金の納付に代えることができる。

エ 委託候補者が財務規則第229号第1項各号の規定に該当すると認められるときは、乙が納入しなければならない契約保証金の納付を減免する。

13 公正なプロポーザルの確保について

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と提案内容に関する相談を行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。

(3) プロポーザル参加者は、委託候補者の決定前に、他のプロポーザル参加者に対して企画提案書等を意図的に開示してはならない。

(4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動をなすなどの場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 その他

(1) プロポーザルへの参加に要する経費は全てプロポーザル参加者が負担するものとする。

(2) プロポーザル参加者が県に提出した書類は返却しない。

15 担当課（書類の提出先及び問い合わせ先）

福島県商工労働部経営金融課

所在地 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

電話番号 024-521-7288（直通）

電子メールアドレス keieikin-yuu@pref.fukushima.lg.jp

(契約保証金の減免)

第 229 条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。
- (2) 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。
- (3) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 100 条の 3 第 2 号の規定により財務大臣が指定する金融機関（次条第 2 項において「保険会社等」という。）と工事履行保証契約を締結したとき。
- (4) 過去 2 年間に官公署（予算決算及び会計令第 99 条第 9 号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (5) 随意契約を締結する場合において、請負代金又は契約代金の額が 100 万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (6) 1 件 500 万円未満の物品の購入契約を締結する場合において、当該契約に係る物品が当該契約において定める期日までに確実に納入されるものと認められるとき。
- (7) 1 件 500 万円未満の建設工事又は製造の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (8) 1 件 300 万円未満の工事（建設工事を除く。）の請負契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (9) 工事等の請負契約の締結後に当該工事等に係る請負代金の額を変更する場合において、変更後の請負代金の額に 100 分の 10（建設工事又は製造以外にあつては 100 分の 5）を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (10) 除染作業業務委託契約又は森林整備業務委託契約の締結後に当該業務委託に係る業務委託料を変更する場合において、変更後の業務委託料に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (11) 応急仮設住宅撤去業務の契約締結後に当該撤去業務に係る契約金額を変更する場合において、変更後の契約金額に 100 分の 5 を乗じて得た額が既に納付された契約保証金の額の二倍未満の額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (12) 1 件の契約金額が 500 万円未満の契約を締結する場合において、契約の相手方が第 1 号に掲げる公共団体以外の公共団体又は公共的団体で知事が指定するものであるとき。
- (13) 県において公用又は公共の用に供するため財産を購入する場合において、当該契約の締結と同時に登記義務者から登記をすることについての承諾書の提出があり、かつ、当該財産の引渡しが拒絶されるおそれがないと認められるとき。
- (14) 法令に基づき延納が認められる場合において確実な担保が提供されたとき。
- (15) 財産を売り払う契約を締結する場合において売払代金が即納されるとき。
- (16) 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
- (17) 県において公用又は公共の用に供するため財産を借り入れる場合において、契約の相手方が契約を履

行しないおそれがないと認められるとき。

(18) 貸付契約、補償契約その他契約の性質上契約保証金を納付させることが適さない契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。